林業・木材産業物価高対策事業実施要綱の運用について

令和５年６月１３日付け林業木材第３５６号

水産林務部長通知

最終改正：令和７年１月１７日付け林業木材第１２６７号

林業・木材産業物価高対策事業の実施については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）及び林業・木材産業物価高対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この運用によるものとする。

第１　補助の対象

事業の対象については、要綱の第３及び要綱の別表に定めるもののほか、次によるものとする。

１　設備導入について

（１）補助の対象となる設備は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | １　苗畑機械導入 |
| 工種または設備区分 | 林業用種苗の生産を行うために必要なトラクターとする。ただし、特に知事が必要と認める取組についてはこの限りではない。 |
| 採択基準 | １　対象とする機械は、燃油消費量が既に所有している機械と比較して10％以上低減されるものする。  ２　コンテナ苗の生産量の現状値（直近３カ年の平均値）が10,000本未満であること。 |
| 補助対象経費 | 補助対象経費は本機購入費、附属機械器具購入費及び事業雑費とする。ただし、消費税相当額を含む。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。  事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする｡ |
| 補助上限金額 | 3,800千円 |
| 補助事業者 | 林業種苗法に基づく生産事業者、認定特定増殖事業者 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | ２　林業機械導入 |
| 工種または設備区分 | 林業機械を使用するためのフォワーダ並びにベースマシンとする。ただし、特に知事が必要と認める取組についてはこの限りではない。 |
| 採択基準 | １　対象とする機械は、燃油消費量が既に所有している機械と比較して10％以上低減されるものする。  ２　次の要件を全て満たすものであること。  （１）「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）（以下「合法木材等ガイドライン」という。）」により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。  （２）土地及び立木の所有権を有する森林における素材生産量の現状値（直近３ヶ年の平均値）が3,000㎥/年未満であること。 |
| 補助対象経費 | 補助対象経費は本機購入費、附属機械器具購入費及び事業雑費とする。ただし、消費税相当額を含む。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。  事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする｡ |
| 補助上限金額 | １　フォワーダ　　　9,000千円  ２　ベースマシン等　7,600千円 |
| 補助事業者 | 森林組合、登録林業事業体 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | ３　木材加工機械導入 |
| 工種または設備区分 | 木材加工を行うために必要なログローダー等とする。ただし、特に知事が必要と認める取組についてはこの限りではない。 |
| 採択基準 | １　対象とする機械は、燃油消費量が既に所有している機械と比較して10％以上低減されるものとする。  ２　次の要件を全て満たすものであること。  （１）「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）（以下「合法木材等ガイドライン」という。）」により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。  （２）地域材利用量（加工量、流通量、乾燥量）の現状値（直近３ヶ年の平均値）が100,000㎥/年未満であること。 |
| 補助対象経費 | 補助対象経費は本機購入費、附属機械器具購入費及び事業雑費とする。ただし、消費税相当額を含む。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。  事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする｡ |
| 補助上限金額 | 6,500千円 |
| 補助事業者 | 森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 |

（２）補助対象経費は、事業費から既存設備の処分価格を控除した額とする。

（３）原則として新品新資材の取得による設備とするが、古品古材の取得による設備の場合は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

２　土場整備について

補助の対象となる施設は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 工種または施設区分 | 原木の効率的な運搬に資する中間土場とする。ただし、特に知事が必要と認める取組についてはこの限りではない。 |
| 採択基準 | 次の要件を全て満たすものであること。  １　対象とする土場は、燃油消費量が現状と比較して10％以上低減されるものする。  ２　「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）（以下「合法木材等ガイドライン」という。）」により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。  ３　素材生産事業者においては、土地及び立木の所有権を有する森林における素材生産量の現状値（直近３ヶ年の平均値）が3,000㎥/年未満であること。製材工場においては、地域材利用量（加工量、流通量、乾燥量）の現状値（直近３ヶ年の平均値）が100,000㎥/年未満であること。 |
| 補助対象経費 | 補助対象経費は、中間土場の整備にかかる工事費、工事雑費、実施設計費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、本事業の実施に要する人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。  １　工事費  純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。  （１）純工事費  工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。  ア　直接工事費  労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。  イ　共通仮設費  直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。   |  |  | | --- | --- | | 区　　分 | 内　　　　　　容 | | 準備費  仮設建物費  動力・用水・光熱費  試験調査費  整理清掃費  機械器具費  運搬費  その他 | 仮設路、仮橋、借地等に要する経費  仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費  動力、用水、光熱費等に要する経費  全般的な試験、調査等に要する経費  全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費  数種目に共通的な機械器具等に要する経費  数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費  数種目に共通的なその他の仮設的経費 |   （２）諸経費  ア　諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における補助事業者が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。  イ　諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における補助事業者の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。  ２　工事雑費  補助事業者が事業の施工に伴い、直接必要とする次の表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5％を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。   |  |  | | --- | --- | | 区　　分 | 内　　　　容 | | 報酬  賃金  旅費  需用費  役務費  委託料  使用料及び賃借料  備品購入費 | 用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務  日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする  事業実施の打合せ等に必要な旅費  消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料及び修繕料  通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費  登記事務、測量等の委託料  土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料  事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具 |   ３　実施設計費  設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。  なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。  ４　土地整備費及び林業施設用地舗装工事費  設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、仮設材損料算定基準及び仮設材賃料算定基準に準ずるものとする。  ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。  （１）指導監督費は補助対象としないものとする。  （２）工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5％以内とする。 |
| 補助上限金額 | 2,500千円 |
| 補助事業者 | 森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、登録林業事業体 |

３　種子保管について

補助の対象となる経費は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 採択基準 | １　北海道山林種苗協同組合が、北海道林業用種子貯蔵庫の管理に要する電気料金を負担することが確実であると認められること。  ２　検針票等の写しにより、月ごとの電気使用量が確認できること。 |
| 補助対象経費 | 補助対象経費は、北海道林業用種子貯蔵庫の管理を行う北海道山林種苗協同組合が、令和６年度に負担する電気料６ヶ月分について、令和５年度の単価と比較して、価格上昇により掛かり増しとなる経費とする。  なお、価格上昇により掛かり増しとなる経費は、各月の電気使用量に、令和５年度からの値上がり単価（消費税込み1.16円/kwh、消費税抜き1.05円/kwh）をそれぞれ乗じた額の合計額とする。 |

第２　事業実施手続

補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、要綱の第４の１に定めるもののほか、別紙様式１（第１の３の場合を除く。）、別紙様式２（第１の３の場合を除く。）及び別紙様式３を補助金等交付申請書に添えて申請しなければならない。

第３　利用状況報告

１　補助事業者は、第２により作成した事業実施計画書の事業量に対する利用状況報告を別紙様式４により総合振興局の長又は振興局の長（以下「総合振興局長等」という。）に報告しなければならない。（第１の３の場合を除く。）

２　報告期間は、事業完了の翌年度から５年間とし、各年度の翌年度の７月末日までに総合振興局長等に報告するものとする。

３　補助事業者は、利用状況報告の燃油削減率が10％未満となった年度においては、施設等ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、利用状況報告に添付するものとする。

４　総合振興局長等は、利用状況報告の燃油削減率が３年連続で10％未満となった場合には、補助事業者に対し事業実施計画書の燃油削減率の達成に必要な指導等を行うものとする。

別紙様式１

林業・木材産業物価高対策事業実施計画書

［苗畑機械導入］

１　補助事業者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）補助事業者名 |  | |
| （２）代表者　職・氏名 |  | |
| （３）所在地 |  | |
| （４）直近３カ年のコンテナ苗生産量 | 令和３年度 | 本 |
| 令和４年度 | 本 |
| 令和５年度 | 本 |
| ３カ年平均 | 本 |

２　利用計画（将来の苗木生産量の見込み）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 現状 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 本 | 本 | 本 | 本 | 本 | 本 |

※現状は苗木（コンテナ苗及び普通苗）生産量の直近３カ年平均の数値を記載すること。

３　事業の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 名称 | 型式 | 数量 | 単位 | 単価  （円） | 金額  （円） | 備考 |
| 既存設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 導入設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 導入予定時期 | | | 年　　月　　旬 | | | | |

４　添付資料

（１）施設管理運営規程等

（２）定款等

（３）事業実施設計図書（別紙様式２）

（４）導入するトラクターの燃油消費量が既に所有しているトラクターと比較して10％以上低減されることを証明するもの（カタログ、メーカーの証明書等）

［林業機械導入］

１　補助事業者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）補助事業者名 |  | |
| （２）代表者　職・氏名 |  | |
| （３）所在地 |  | |
| （４）直近３カ年の素材生産量 | 令和３年度 | m3 |
| 令和４年度 | m3 |
| 令和５年度 | m3 |
| ３カ年平均 | m3 |

※素材生産量は土地及び立木の所有権を有するもののみ記載すること。

２　利用計画（将来の素材生産量の見込み）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 現状 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| m3 | m3 | m3 | m3 | m3 | m3 |

※現状は直近３カ年平均の数値を記載すること。

※土地及び立木の所有権に関わらず、全ての素材生産量を記載すること。

３　事業の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 名称 | 型式 | 数量 | 単位 | 単価  （円） | 金額  （円） | 備考 |
| 既存設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 導入設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 導入予定時期 | | | 年　　月　　旬 | | | | |

４　添付資料

（１）施設管理運営規程等

（２）定款等

（３）事業実施設計図書（別紙様式２）

（４）導入する機械の燃油消費量が既に所有している機械と比較して10％以上低減されることを証明するもの（カタログ、メーカーの証明書等）

［木材加工機械導入］

１　補助事業者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）補助事業者名 |  | |
| （２）代表者　職・氏名 |  | |
| （３）所在地 |  | |
| （４）直近３カ年の地域材利用量 | 令和３年度 | m3 |
| 令和４年度 | m3 |
| 令和５年度 | m3 |
| ３カ年平均 | m3 |

２　利用計画（将来の地域材利用量の見込み）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 現状 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| m3 | m3 | m3 | m3 | m3 | m3 |

※現状は１の（４）の３カ年平均の数値を記載すること。

３　事業の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 名称 | 型式 | 数量 | 単位 | 単価  （円） | 金額  （円） | 備考 |
| 既存設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 導入設備 |  |  |  |  |  |  |  |
| 導入予定時期 | | | 年　　月　　旬 | | | | |

４　添付資料

（１）施設管理運営規程等

（２）定款等

（３）事業実施設計図書（別紙様式２）

（４）導入する機械の燃油消費量が既に所有している機械と比較して10％以上低減されることを証明するもの（カタログ、メーカーの証明書等）

［土場整備］

１　補助事業者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）補助事業者名 |  | |
| （２）代表者　職・氏名 |  | |
| （３）所在地 |  | |
| （４）直近３カ年の素材生産量（地域材利用量） | 令和３年度 | m3 |
| 令和４年度 | m3 |
| 令和５年度 | m3 |
| ３カ年平均 | m3 |

※素材生産量は土地及び立木の所有権を有するもののみ記載すること。

２　利用計画

（１）本事業で整備する土場の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 設置箇所 |  |
| 設置面積 | m2 |

（２）本事業で整備する土場における原木の取扱計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| m3 | m3 | m3 | m3 | m3 |

３　事業の概要

工場土場・中間土場　※該当するものに「○」

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 仕様 | 数量 | 単位 | 金額  （円） | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| 完了予定時期 | 年　　月　　旬 | | | |

４　添付資料

（１）施設管理運営規程等

（２）定款等

（３）事業実施設計図書（別紙様式２）

（４）土場の整備により現状と比較して燃油消費量が10％以上低減されることを示すもの（フロー図等）

別紙様式２

林業・木材産業物価高対策事業

事業実施設計図書

［苗畑機械導入・林業機械導入］

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者名 |  |
| 所在地 |  |

（１）総括表

|  |  |
| --- | --- |
| １　保管設置場所 |  |
| ２　事業量 |  |
| ３　事業費 |  |
| ４　購入時期 |  |
| ５　管理方法 |  |

（２）事業費内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 施　設　区　分 | 金額（千円） | 備　　　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

（注）施設区分は、機械器具の本機、附属機械器具、事業雑費ごとに区分して記載する。

（３）機械器具明細表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　　称 | 型　式 | 数　量 | 単　位 | 単　　価  （円） | 金　　額  （千円） | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

（注）備考には、主要な器具について、製作会社名（又は機械略称）を記載する。

（４）事業雑費明細表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種　　　　目 | 数　量 | 単　位 | 単価(円) | 金額  (千円) | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（注）１　種目には、機械器具ごとの輸送方法を記載する。

２　備考には、輸送機械器具の発送地を記載する。

［木材加工機械導入］

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者名 |  |
| 所在地 |  |

（１）総括表

|  |  |
| --- | --- |
| １　施工箇所 |  |
| ２　事業量 |  |
| ３　事業費（千円） |  |
| ４　工事の概要 |  |
| ５　施工の方法 |  |
| ６　施工期間 | 自（着工）　　　　　　　　至（竣工） |
| ７　施工後の管理方法 |  |

（２）施工区分別事業費内訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施　設　名 | 工事(機械)  区　　　分 | 構造又は  規　　格 | 規模又は  数　　量 | 金　　額 | 備　　　考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

［土場整備］

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者名 |  |
| 所在地 |  |

（１）総括表

|  |  |
| --- | --- |
| １　施工箇所 |  |
| ２　事業量 |  |
| ３　事業費（千円） |  |
| ４　工事の概要 |  |
| ５　施工の方法 |  |
| ６　施工期間 | 自（着工）　　　　　　　　至（竣工） |
| ７　施工後の管理方法 |  |

（２）事業費総括表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費　　　目 | 金　額 | 比　率 | 備　　　　考 |
| 本工事費 | 千円 | ％ |  |
| 直接工事費 |  |  |  |
| 間接工事費 |  |  |  |
| 一般管理費 |  |  |  |
| 附帯工事費 |  |  |  |
| 測量及び試験費 |  |  |  |
| 機械器具費 |  |  |  |
| 補償費 |  |  |  |
| 営繕費 |  |  |  |
| 工事雑費 |  |  |  |
| 応急工事費 |  |  |  |
| 工事費合計 |  |  |  |
| 事務雑費 |  |  |  |
| 事業費合計 |  |  |  |

（注）１　消費税相当額を上段に外書きする。

２　比率は、工事費合計を100として計算する。

３　直接工事費、間接工事費、一般管理費については「森林整備保全事業設計積算要領について」（平成12年３月21日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の第４号様式、測量及び試験費については同第５号様式、工事雑費については同第７号様式により内訳表を作成の上添付する。

４　工事内訳表、明細表その他の設計様式については「森林整備事業設計書作成要領について」により作成するものとする。

ただし、事務雑費の記載については、工事雑費内訳表の様式に準ずるものとする。

別紙様式３

納税対応状況申出書

年　月　日

　　　　　　　　　　　　様

補助事業者名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納　税　対　応　（　予　定　） | | | | | 該当項目 |
| １　免税事業者 | | | | |  |
| ２　簡易課税制度適用者 | | | | |  |
| ３　一般事業者 | | | | |  |
|  | （１）課税売上割合９５％以上 | | | |  |
| （２）課税売上割合９５％未満 | | | |  |
|  | ア　一括比例配分方式 | | |  |
| イ　個別対応方式 | | |  |
|  | （ア）課税売上対応 | |  |
| （イ）共通売上対応 | |  |
| （ウ）非課税売上対応 | |  |
| ４　公共法人等で特定収入割合５％を | | | | 超える |  |
| 以下 |  |

注１　この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、請時に３又は４に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（３のうち（２）のイの（ウ）以外の者を除く。）すること。

２　１又は２に該当する者は、３及び４の記載は不要。

３　１又は２に該当する以外の者が４の「特定収入割合５％以下」の場合は、３の該当事項にも記載すること。

別紙様式４

林業・木材産業物価高対策事業利用状況報告書

○　設備導入・土場整備（工場土場）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 | 導入施設の内容 | 現状値 | 利用状況 | | | | | 備　考 |
| 1年目  (令和７年度) | ２年目  (令和８年度) | ３年目  (令和９年度) | ４年目  (令和10年度) | ５年目  (令和11年度) |
|  |  | 稼働時間  h | h | h | h | h | h |  |
| 燃油消費量  L | L | L | L | L | L |
| 時間当たりの  燃油消費量  L/h | L/h | L/h | L/h | L/h | L/h |
| 時間当たりの  燃油削減率 | % | % | % | % | % |
|  |  | 燃油削減率 | % | % | % | % | % |  |

注１　「燃油削減率」は「燃油消費量（利用状況）÷燃油消費量（現状値）」で算出すること。

２　備考欄には次のとおり令和５年度の実績値及び、報告年度の実績値を記載すること。

（１）苗畑機械導入にあっては、当該年度の造林用苗木出荷総本数（需給対象樹種のコンテナ苗、裸苗、需給対象外の針葉樹、広葉樹を含む）

（２）林業機械導入にあっては、当該年度の素材生産量（補助事業者が自ら生産したもので、他社からの請負受注により生産したものを含む）

（３）木材加工機械導入にあっては、当該年度の地域材利用量

（４）土場整備にあっては、当該年度の原木取扱量

○　土場整備（中間土場）

フロー図等により、現状と比較して原木輸送用トラックの燃油消費量が10％以上削減されることを示すこと。